

令和 8 年 9 月 1 1 日

課 名： 総務課

内 線： 8415、8416

直 通： 0944-77-8415

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者等：住所 東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号
商号又は名称 株式会社 竹中土木
- 2 指名停止の期間： 令和 8 年 9 月 1 1 日～令和 8 年 1 0 月 1 0 日（1 か月）
- 3 事実概要：
（株）竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和 8 年 6 月 1 0 日に大阪府羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定した。
- 4 指名停止の理由：
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 3 に該当する。
従って、本件については、指名停止 1 か月とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 3 に該当】

番号	項 目	措 置 要 件	期 間
13	不正又は不誠実な行為（業務に関する行為）	別表第 1 及びこの表に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内